

北海道大学後期緊急授業料減免(2月実施分)の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的に困窮した方のために、以下のとおり緊急授業料減免(2月実施分)を実施します。今回の緊急授業料減免は令和2年度後期分授業料のみの受付となります。

1. 減免申請対象条件

今回の緊急授業料減免に申請できるのは、全ての正規学生(国費外国人留学生を除く。)のうち、次の条件を全て満たす者としします。

- (1)申請時に国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施した公的支援の受給証明書(写)を提出できる者、又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により家計支持者の令和元年(2019年)の収入額と事由発生後の令和2年の収入額(※1)を比較し、1/2以下となった者。(詳細は「申請のしおり」にてご確認ください。)
- (2)家計支持者の令和2年(※1)の収入額が、別途指定する「収入基準額」(※2)よりも下回っている者。
- (3)本学が定める学力基準を満たした者(学力基準は「申請のしおり」にてご確認ください。)
- (4)前年度に引き続き留年した者、及び修業年限超過が1年を超える者ではないこと。(※3)
- (5)日本人学部学生については、日本学生支援機構が実施する、高等教育の修学支援新制度「給付奨学金(家計急変)」に申請が完了していること。(※4)
- (6)“令和2年度後期分授業料減免”、“令和2年度後期分緊急授業料減免”において「全額減免」の判定となっていない者(後期授業料減免未申請者を含む)。

※1 令和2年の収入額は、令和2年11月・12月・令和3年1月の収入額合計を4倍した額とします。令和2年11月・12月・令和3年1月の収入額を確認できる書類(給与明細書等。コピー可。)の添付が必要です。

※2 北海道大学緊急授業料減免申請書に記載してあります。

※3 授業料減免申請の取扱いでは、休学期間は修業期間に含みます。休学期間が累計で2年の者は、最終学年時に修業年限超過が2年となります。

※4 高等教育の修学支援新制度「給付奨学金(家計急変)」に申請が完了していることとは、

- ①スカラネットへの入力、②各種必要書類を大学に提出、③マイナンバー関係書類を日本学生支援機構に郵送、以上3つが完了したことを指します。

補足 日本人学部学生で、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は、日本学生支援機構が実施する「給付奨学金(家計急変)」の申請ができますので、そちらにもお申込みください。通常の給付奨学金に申請中の者についても、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した場合は、給付奨学金(家計急変)への移行申請が可能です。日本学生支援機構のHPを確認の上、所要の手続きを行ってください。

2. 減免区分

予算の範囲内で、令和2年度後期分授業料を「全額減免」とします。

※納入済みの令和2年度後期分授業料を口座振込により返金します。(令和3年3月下旬予定)

3. 申請書類等の取得方法・受付期間等

取得方法 「申請書」及び「申請のしおり」は、北海道大学ホームページからダウンロードしてください。
(窓口での用紙配付はありません。)

○ トップ>学生生活>入学料・授業料(各種手続き・証明書)>新着情報

○ トップ>新型コロナウイルスに対する北海道大学の対応について>

在学生(新入生を含む)向け>経済的支援

受付期間 窓口に提出の場合

令和3年2月1日(月)～令和3年2月10日(水) 17時00分まで

郵送により提出の場合

令和3年2月1日(月)～令和3年2月10日(水)【必着】

提出場所 所属する学部等の事務へ、①直接窓口に提出、②郵送により提出 してください。

②-1. 消印有効ではありません

②-2. 郵便事情は考慮しません

②-3. 必ず簡易書留にて発送してください

4. 決定の通知について

判定結果の連絡等については、令和3年2月末に掲示及び本学ホームページにより行いますので、申請者は掲示等を確認し、必ず所属学部・研究科(学院)等の担当窓口で決定通知を受け取ってください。

※詳細については、「申請のしおり」をご覧ください。

令和3年1月29日 学務部学生支援課